

平成二十九年三月二十三日（木曜日）（未定稿）

午前十時開会

委員長（山本一太君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

平成二十九年年度一般会計予算、平成二十九年年度特別会計予算、平成二十九年年度政府関係機関予算以上三案を一括して議題といたします。

平成二十九年年度総予算三案に関し、学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する問題について証人の証言を求めることといたします。

まず、委員長から確認させていただきます。

あなたは籠池康博君御本人ですか。

証人（籠池康博君） はい、そうでございます。

委員長（山本一太君） 証言を求めるに先立ち、証人に申し上げます。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人には、証言を求める前に宣誓をしていただくことになっております。

宣誓又は証言を拒むことができるのは、次の場合に限られております。

自己又は自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者及び自己の後見人、後見監督人又は保佐人並びに自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは宣誓又は証言を拒むことができ

ます。また、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについて証言を求められたときも宣誓又は証言を拒むことができますが、本人が承諾した場合はこの限りではありません。

正当の理由がなく証人が宣誓又は証言を拒んだときは、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処せられます。

また、宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処せられることになっております。

なお、今回の証人喚問に関する理事会の決定事項については、証人には既に文書をもってお知らせしたとおりであります。この際、その主要な点について申し上げます。

第一点は、証人が補佐人に助言を求めることが許される場合についてであります。

証人は、補佐人に対し、宣誓及び証言の拒絶に関する事項について助言を求めることができます。ただし、証人は、補佐人に助言を求めようとするときには、その都度委員長の許可を得なくてはなりません。そして、補佐人は、証人の求めによらず自身の判断により助言することはできません。また、補佐人は発言することはできません。

第二点は、メモ筆記についてであります。証人のメモ筆記は尋問の項目程度に限られております。なお、補佐人はメモを取ることができません。

以上の点を十分御承知願います。この際、御報告をいたします。

証人の宣誓及び証言中における撮影及び録音につきましては、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の七の規定により、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り、これを許可することとなっております。

本日の委員会における証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につきましては、委員長が籠池証人の意見を聴いたところ、撮影及び録音について、これを了承する旨の意向が示されました。

これを受け、理事会で協議をいたしました結果、本日の証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につきましては許可することに意見が一致いたしました。

この際、お諮りをいたします。

本日の証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につきましては、理事会の決定どおり、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（山本一太君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立願います。

〔総員起立〕

委員長（山本一太君） 籠池康博君、宣誓書を朗読してください。

〔証人は次のように宣誓を行った〕

宣誓書

良心に従って真実を述べ、何事もかくさず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 籠池康博

委員長（山本一太君） 全員御着席ください。

それでは、証人は、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

委員長（山本一太君） これより証言を求めることといたします。

本日は、まず籠池証人から十分程度で学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する問題について御証言をいただき、その後、委員長及び各会派から順に尋問を行うことといたします。

証人は、御発言に当たり、証言を求められた事項の範囲を超えてはなりません。そして、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言なさるようにお願いをいたします。

なお、質問を受けているときは御着席のまま

結構ですが、お答えの際は起立して御発言を願います。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、申合せの時間内で証言を求められますから、不規則発言等、議事進行を妨げるような言動のないよう特に御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず証人籠池康博君から証言を聴取します。籠池証人。

証人（籠池康博君） まず、この度、国会で陳述の機会を与えていただきましたことを深く感謝申し上げます。

私は、真に日本国のためになる子供を育てたいという教育者としての思いから、今年の四月に瑞穂の国記念小学校を開校できるよう、これまで頑張つてまいりました。教育者としての私の思いにつきまして、安倍首相や昭恵夫人、大阪府議会の先生方を始め、多くの関係者の皆さんに御理解をいただきましたことは今でも本当に感謝しております。

その一方、多くの皆様の御期待を受けて舞い上がっていたところも私の中にございました。結果として、手続上の便宜から、設計士の助言に従って工事請負契約書が三種類作成されたことや、幼児教育の現場において指導の行き過ぎなど、もろもろの不行き届きが生じてまいりました。それら

の不行き届きにつきましては、自分の至らなさを認めますとともに、反省すべき点について反省し、謝りたいと思います。今後は、行政の御指導をいただきながら、適切に改善を行ってまいります。

しかし、現在、この新しい小学校を開設する手続については、各方面から疑問が呈される中で、弁護士からの指示で申請を取り下げました。これまで応援してくれていたと思っていた方々が手のひらを返すように離れていくのを目の当たりにして、自分自身、どうしてこうなってしまったんだろうという思いもあります。

本日は、この問題について、私の承知しておりますことを率直に先生方にお話しいたします。

真に日本国を支える人材を育てる小学校をつくることは、今でも私の夢であります。その名前については、明治維新を担った多くの人材を輩出した松下村塾のことが念頭にありました。同じく長州出身で、以前から私の教育理念に共感していたにいたる安倍首相に敬意を表したいと思いついて、当初は安倍晋三記念小学校とするつもりで、昭恵夫人にも御相談申し上げて、御理解をいただいたものと思っておりました。ところが、後日、昭恵夫人から首相のお名前を使うことを遠慮してほしいという旨のお申出がありましたので、小学校の名称は瑞穂の国記念小学校へと変更いたしました。

昭恵夫人にも私どもの教育理念を深く御理解いただいているという、思っております。昭恵夫人には、三回にわたって幼稚園にお越しいただきまして、御視察いただきました。昭恵夫人に瑞穂の国記念小学校の名誉校長に就任していただいたのは、平成二十七年九月五日に御講演を賜ったときのことです。そして、その九月五日、昭恵夫人は講演の控室として利用していただいた園長室で、私との対面していただいたとき、同行していたお付きの方に席を外すようにおっしゃった後、私と二人つきりの状態で、一人でさせて済みません、どうぞ、安倍晋三からですというふうにおっしゃって、寄附金として封筒に入った百万円を下さいました。昭恵夫人は全く覚えていないとおっしゃっているようですが、私たちには大変名譽な話なので鮮明に覚えております。

また、小学校の設立に関する大阪府への申請では、さきにお亡くなりになられましたが、大阪府議会議長を務められた畠成章先生から頂戴した御恩も忘れられません。畠先生には、森友学園の監事も務めていただくなどして、いろいろ御指導いただいております。畠先生は、松井知事のお父様とも親しいお付き合いがあり、松井知事が維新会派をつくる时候にも陰ながら助力されたということで、大阪府の松井知事や府にお力添えいただけるよう畠先生をお願いしております。そのお

かげで、大阪府の当時の総務部長などにも説明させていただきました。小学校設置の認可申請では特別な取り計らいをいただいたものと感謝しております。

ただ、その後、大阪府の中でどのようなやり取りがなされたのかはうかがい知ることはできません。松井大阪府知事や関係者の方からお話を聞いて、国会や府議会で真相を究明していただきたいと存じます。

次に、土地の取引について申し上げます。

小学校の建設用地であるあの豊中の国有地の存在については、不動産屋さんから平成二十五年に紹介を受けました。これはすばらしい場所だと思いい、小学校のために土地を確保したいと思いました。その土地は国有地ということで、平成二十七年五月二十九日に定期借地契約を締結いたしました。その土地の買上げの条件として十年だったものをもっと長い時間へ、期間へ変更できないかとの思いから、私たちの教育理念に賛同している昭恵夫人に助けをいただくこと考えまして、昭恵夫人の携帯に電話をいたしました。平成二十七年の十月のことです。留守電でしたので、メッセージを残しました。すると、後日、内閣総理大臣夫人付きの谷査恵子さんという方から御連絡をいただき、なかなか難しいとお返事をいただきました。平成二十七年十一月十七日に総理夫人付き谷査恵

子さんからいただいたファクスでは、大変恐縮ながら現状では希望に沿うことはできない、なお、本件は昭恵夫人にも既に報告させていただいておりますという言葉をいただきましたが、お骨折りに感謝しておったところでございます。

しかしながら、私は財務省の中でこの間どのようなことが起きていたのか詳しく存じ上げません。昭恵夫人、谷さん、財務省の関係者に詳しくその経緯を聞いていただきたいと思えます。

また、あの土地にヒ素や鉛などの有害物質があるということは契約上も明らかだったのですが、平成二十八年三月に入って工事が始まってから新たに生活ごみが出てきました。その後、工事を施工していましたが中道組に北浜法律事務所、酒井康生弁護士を紹介していただきまして、以降の土地取引に関する一切の交渉をお願いしましたところ、最終的に土地価格は八億円余りも値引きされた一億三千四百万円になったとお聞きして、想定外の大幅な値下げにその当時はちょっとびっくりいたしました。売買取約を結びました。

私は、交渉の詳細については詳しく承知してないので、値引きの根拠などについては、近畿財務局、当時の迫田理財局長、酒井弁護士にお聞きいただきたいと思います。

なお、先日、私は大阪府への小学校設置認可申請を取り下げました。これは顧問弁護士だった酒

井先生の御指示によるもので、私は断腸の思いで申請を取り下げました。

しかし、その後、何ら事態は改善することなく、むしろこの問題で私だけを悪者にするような政府の要人や大阪府知事の対応を見て、何かおかしいと気が始めました。

財務省の佐川理財局長の命として部下の嶋田さんが十日間隠れていてと顧問弁護士の酒井先生から申し伝えられましたことも、そのときは何でだろうと不思議に思っておりました。

平成二十九年三月十五日になって、もうこれ以上関わることはできないと、突然、顧問弁護士辞任のお申出をいただきましたが、私には何があったのか理解できません。酒井先生が財務省近畿財務局や大阪府とどのような関係があったのか、是非国会でも聞いていただきたいと思えます。

この問題が国会で議論されるようになってから、私の妻のところ昭恵夫人から、御夫妻が今大変なことは想像付きませんが、主人にとつても大変なことに巻き込まれたということも理解いただきました。と思いますとか、私が関わったということは裏で何かがあるのではと疑われないようにという、口止めとも取れるメールが届きました。

あんなに私たちの学校の開校を楽しみにしてくれていて、考え方に非常に共鳴しているのですとか、森友学園の先生の教育に対する熱意はすばら

しいという話を聞いていると総理もおっしゃっていただいていたのに、どうしてなのか割り切れないと思います。

私は、純粋に自分の理想とする教育を実現するために小学校設立に夢中になって走り続けてまいりました。その途中で多少無理をしてみましたところがあるかもしれませんが、でも、私が昭恵夫人や畠先生にお願ひした先でどのような対応がなされたというのは、本当に分かりません。

委員長（山本一太君） 籠池証人、時間ですので、そろそろ御意見をおまとめください。

証人（籠池康博君） はい。

国有地の大幅な値引きなど一連の経緯の真相を明らかにするためでも、ためにも、私だけがトカゲの尻尾切りで罪をかぶせようとするのではなくて、まず私がこうして国会の場で正直にお話しさせていただきますので、どうぞ是非そのほかの関係の方々を国会に呼んで事実関係をお聞きいただき、真相究明に進めていただきますよう、心からお願ひ申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。
委員長（山本一太君） ありがとうございます。

次に、委員長から籠池証人に対しお尋ねをいたします。

本委員会が三月十六日に小学校建設予定地を視

察した際、籠池証人は、私たちの前で、小学校の建設費には安倍総理の寄附金が入っており、平成二十七年九月に総理夫人が講演会に来られた際に安倍総理からの寄附として受け取ったと説明をされました。先ほどの証言でも、二人きりの状態で寄附金百万円の封筒を、百万円の入った封筒を受け取ったというふうにお話をされました。

一方で、総理官邸はこの事実を否定しており、双方の説明が食い違っております。

先ほどの証言も含めて、証人の発言は事実でしょうか。事実であるとするなら、どのような経緯で寄附が行われたのか、先ほどもございましたが、どのような経緯で寄附が行われたのか、受け取った現金をどこでどのように振り込んだのか、できるだけ詳細に受取の事実を示していただきたいと思えます。

証人（籠池康博君） 今委員長の方から御質問をいただきましたが、平成二十七年の九月五日に昭恵御夫人に当園において講演会をしていただきました。その講演会を開催いたします前のひとときの間、私の園長室でお話をさせていただきました。その際、夫人の方から、封筒に入りました、封筒に入りました、封筒をかばんの中からお出しなされまして、私に、一人でさして申し訳ありませんと、どうぞとということ、いただきました。その封筒をいただきました、いいんでしょうかと

いうことで、少し上の方から拝見しましたところ、金子が入っております。

その金子は、その金子をいただきまして、これはいいんでしょうかとお伝えしましたところ、安倍晋三からですというふうにおっしゃっていただきました。そして、すぐに、私はその封筒をいただきまして、ずつとこの机の周囲を回りました職員室の方に参りました。そのとき、いただいたときには私と昭恵夫人だけでございましたが、のいただく前には秘書の方も同席し、私の家内も同席しておりました。お人払いをされたので、秘書の方が出られました。そして、私の家内はほかの事柄で退室をいたしました。二人でございます。そこでいただいたということでございます。その金子につきましては、早々に職員室におりましたところの副園長の方に渡しました。いただきましたという事で確認をいたしましたということでございます。

その後、その日は土曜日でございますので、中身を確認し、そして百万円であるということも確認しまして、金庫の中に入れました。そして、月曜日、すぐ近くの新北野郵便局の方へ参つたという事でございます。

その後、私は、金庫に入れましたところ辺りからは伝聞でございますので、私が直接いたしておりませんので、あとはその辺のところは聞いてい

ただけたらよろしいんではないかなというふうに思っておりますが、はい。

委員長（山本一太君） 今、証人がおっしゃった、私がお聞きをした受け取った現金をどこどのように振り込んだのかという点について、もう少しお聞きしたいと思います。

振り込み用紙の左側に振り込み取扱票の振り込み人欄というのがあって、そこに森友学園と証人の奥様が手書きをしたと。右側に付いている振り込み受領書の振り込み人欄は空欄のまま森友学園の職員に渡したと。これは、籠池証人が直接御説明をされているか、あるいはマスコミ報道等でお話をされている内容ですが、これが事実なのか、事実ならば事実だということだけお答えをいただきたいと思えます。

証人（籠池康博君） はい、それは事実でございます。

委員長（山本一太君） それでは、引き続きお聞きします。

証人の奥様から振り込み用紙を受け取った職員が郵便局に持参したと、こつこつに伝えられていますが、これも事実でしょうか。事実かどうかだけお答えください。

証人（籠池康博君） はい、それも事実でございます。

委員長（山本一太君） そつするとですね、職

員が振り込み受領書の振り込み人欄に安倍晋三と書いて郵便局に持参したと、これも事実でしょうか。

証人（籠池康博君） はい、それも事実でございます。

委員長（山本一太君） 引き続きお聞きします。職員がその場で学園の会計士に電話をしたら、会計士は安倍晋三ではまずいと、そのようにおっしゃったということですが、これも事実でしょうか。

証人（籠池康博君） それはですね、郵便局に参りまして我々の職員が書きましたときに、職員室の方に副園長がおりましたものですから、そこから会計士の方に聞いて、そして、それはまずいということ郵便局におります職員に伝達したということでございます。

委員長（山本一太君） それでは、職員がその場で最初は匿名、次に学校法人森友学園と書き直したと、で、修正テープを使ってその都度消したと、これは事実でしょうか。

証人（籠池康博君） はい、それはそのとおりでございます。

委員長（山本一太君） 最後にお聞きします。短くお答えください。

小学校の認可申請から国有地の買受け、校舎建設に至る経緯において政治的な関与があったのか

なかったのか、それについて簡潔にお答えください。

証人（籠池康博君） 国有地の取得につきまして、政治的な関与という内容について、あったのだらうというふうに認識しております。まあ様々な長短があると思いますが、その都度その都度の場所で政治的な関与はあったのではないかと、うふうに思っております。

委員長（山本一太君） 委員長からお尋ねすることは以上でございます。

それでは、籠池証人に対し質疑のある方は順次御発言をお願いします。

西田昌司君 自民党の西田昌司です。御苦労さまです。

早速お聞きしますが、今、籠池証人は、安倍総理の奥さんから直接もらったというふうにお話しになりました。しかし、大事なことをおっしゃったのは、そこには奥さんと二人だけだと、こういうことなんですね。

実は私はこの質問をする前に奥様の方から事情を聞いております。そうすると、その日は、当日は、二名のお付きの方がおられたと、そして二名がずっと一緒に奥様とおられて、次の予定で出られるときには一人の方が出たですね、電話連絡等あったけれども、その席を外したことはないかと、つまり奥様一人ではないとおっしゃっているんで

すよ。

あなたの証言と全く食い違っていますが、事実じゃないんじゃないですか。

証人（籠池康博君） そのお話は違っていると思います。私と御夫人と、そして、秘書の方はいらっしゃいましたが、秘書の方は、直前にお人払いをされましたので、二人であります。

西田昌司君 そうすると、これは事実をどうやるかということですが、奥様もおられない、夫人と二人だけだということでありまして、まあ堂々巡りに話りますが、とにかく、私は今のあなたの証言を聞いていまして、要するに、自分の都合のいい事実はそういう形で言えるけれども、それが事実かどうかということの証明ができないんですよ。

特に、その郵便局で振り込みに行かれたという話です。で、当然、これは安倍総理からお金が行っていないんですから、安倍総理の名前で振り込むことはできないわけなんですよ。で、できないのにわざわざその安倍総理の名前で振り込みをしようとした、その意図は何ですか。

証人（籠池康博君） 意図というものはありません。私は、安倍総理の本来に、大熱望者というか、大ファンというんですかね、それでありましたから、安倍総理に迷惑が掛かることはできないんじゃないように、しないようにというふうに考え

ておったものでございます。したがって、安倍昭恵夫人の方から安倍総理からですというふうにおっしゃった、その段階で、あっ、これはやはり余りほかの方と同じように名前を出さない方がいいのではないかと、うふうなことは認識したということでございます。

西田昌司君 それもちよつと納得いかないんですね。というのは、あなたは、元々ですよ、御自分でもお話しになったように、安倍晋三記念小学校としてやっておられるわけですよ。そして、安倍晋三記念小学校の振り込み用紙で寄附金を集めているんですよ。これ、どういう意味なんですよ。安倍晋三の名前を使って寄附をたくさん集めたいと、そういう意図があるんじゃないんですか。

証人（籠池康博君） そんなことはありません。やはり偉人である、例えば吉田松陰先生とかのお名前を、新渡戸稲造先生とかのお名前を冠にするのは当然、当たり前のことではありますが、安倍晋三先生は、その当時、第一次安倍内閣を降りられて一衆議院議員でございましたので、ですから、それは安倍昭恵御夫人を通じて、どうしようか、大丈夫でしょうか、このお名前はというふうなことを再三やり取りをしまして、その、その間のことの中で、ときに、安倍晋三小学校という名前ですていきたいというふうな認識はしてありました。

ただ、もうそれは平成二十七年、二十、いや、もと、平成二十七年頃でしょうか、ちよつともとい、日にちのことはちよつとはつきりと分かりませんが、覚えておりませんので、ですけども、安倍昭恵夫人の方から、それはちよつともう御遠慮いただきたいということでしたので、それ以降は使っておりません。

西田昌司君 いや、それもまた事実と違つと思つんですよ。

そもそもですね、安倍晋三記念小学校という名前前でやることを安倍総理はお断りになっておられたし、夫人の方も断つておられたはずなんです。

あなたが自分のその目的、寄附を集めるために、安倍晋三記念小学校の名前で寄附金集めた。しかもですね、これ、あの、実はこの二月二十三日に総理の秘書とあなたが電話をされています。で、その電話はですね、ここに議事録があるんですけど、これ、あの、これを公開したいと思えますけれども、よろしいですよ。

証人(籠池康博君) 一つの。

西田昌司君 二月二十三日です。

証人(籠池康博君) 一つの。

西田昌司君 今年の二月二十三日。この事件ができてからですね、出ているんですよ。で、その中によりますと、要するに、秘書官と話をしているときにですね、あなたが言っているのは、この

安倍晋三小学校の冠部分はほんの一時、一日、二日だけしか使用しておりませんと、決して安倍先生のお名前を活用しようとしたくて寄附金を使つたんじゃないんだという、そういう趣旨をつたっているんだけれども、そうおっしゃっているんだけれども、実際には、この寄附金がですよ、いろんなところに安倍晋三小学校の名前で寄附金の申込みが出ているんですよ、長い間。そうじゃないんですか。

証人(籠池康博君) そんなことはありません。ほんの一瞬であります。いや、ほんの一瞬であります。

したがしまして、衆議院議員の時期の一瞬。ですから、そのときだけであります。ですから、もうお断りいただいた段階ですぐに消却をいたしております。そのことは、そのようなことであります。はい。

西田昌司君 ちよつと発言が食い違いますが、これ全て、証人、もう一度確認しておきますが、事実を言わないとあなたが偽証に問われますからね。ですから、本当に慎重に答えてくださいよ。

我々は、その何年もこれが使われたという事実をつかんでおりますので、あなたが今言われたということを我々はこれそのまま認めるわけにはいかないんですけれども、偽証だということをおっしゃいますよ。

それともう一つは、もう一つはですよ、この籠池さんとの会話、この二月二十三日十四時四十三分からのやつがありますが、これはあなたに、これ私信ですから、一応ね、許可を得てあしたの委員会でも私出したいと思つんですが、いいですね。事実ならいいじゃないですか。

証人(籠池康博君) いや、ちよつと今のこと、もう一度お願いできませんか。

西田昌司君 いやいや。要するにですね、要するに、籠池さんとの会話を記録をしております、文字起こしをしております。今年の二月二十三日ね。それをあなたが、あなたの証言と今の食い違つていますから、これをしっかりですね、文字起こしをして公開をしたいと思えますが、よろしいですね。(発言する者あり)

証人(籠池康博君) ええと、どんなものをお示しいただかないと分からないです。それを出していただかないと分からないんです。はい。(発言する者あり)

西田昌司君 止めてください。速記を止めてください。

委員長(山本一太君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。(発言する者あり)

西田昌司君 いや、止めてください、止めてください、時間を。(発言する者あり)

委員長（山本一太君） ちよつと速記を止めて

〔速記中止〕

委員長（山本一太君） 速記を起こしてください。

西田昌司君 ですから、今のこれ、後刻委員、

委員長で諮るんですか。どうなるんですか。これの整理だけはつきりしてくださいよ。

委員長（山本一太君） 籠池証人、先ほどの質問について、その西田さんの方から、出しているのかどうかと。それ、見ていないなら、駄目なら駄目だというふうに御証言をください。

証人（籠池康博君） ええと、それは別議員です。それから、あの、おやめいただきたいと思えます。

西田昌司君 拒否をされると。その拒否される理由が分からないんですが、後でとにかく調べてください。

それと、もう一つ言いますが、もう一つ言いますが、夫人にですね、あなたは何か小学校の開設について頼んだと、で、安倍総理には頼まれたんですか。それで、夫人に頼まれた、その辺のこともう一度、事実関係言ってください。

夫人は三回来られていたけれども、小学校開設について便宜を図っていたかどうかように夫人に頼まれたとおっしゃっていました、さつき。それでいいんですか。

証人（籠池康博君） 安倍総理の方にはもう直

接一切お願いしたことはございません。安倍昭恵夫人を通じていろいろなことを御相談申し上げたことはあります。

西田昌司君 相談したのと頼んだとは全然意味が違うんですよ。何を相談したんですか、じゃ。何を頼んだんですか。

証人（籠池康博君） まあ日本語の言葉というのは言葉のあやがありますから、その、あの、相談したという中にお願ひしたことも当然含まれるわけであります。

西田昌司君 だから、何を頼んだんですか。

証人（籠池康博君） 瑞穂の国記念小学校の、について、この、このような副読本はどうでしょうかとかお見せしたこともありますし、こういうふうなカリキュラムですけれどもということをお話したこともありますし、まあ一つ一つ教育的なことをお願いしたということでございます。

西田昌司君 分かりました。ですから、開設について頼んだということではないということだけ確認しました。

それで、次に行きますが、もう一つ、あなたは参議院の予算委員会が十六日にありましたね。で、当初、あなたは出てこないという御予定だったんですけど出てこられて、その後、野党議員だけを集めて自宅でお話、会見されていますよね。

これは非常に中身が分からない。なぜ野党議員

だけを集めて、そこで話をするとかいうことをされるんですか。なぜ予算委員会とかですね、その開かれた場、当然、与党側もそつですけれども、その野党議員だけでやっているんですか。（発言する者あり）

委員長（山本一太君） 静粛に願います。

西田昌司君 非常にそこは不公平感を私感じる、不透明感を感じるんですが、なぜ野党議員だけでやったんですか。

委員長（山本一太君） 籠池証人、証人が補佐人に助言を求める際には、その都度委員長の許可を取っていただきたいと思えます。

証人（籠池康博君） はい、分かりました。ちよつと。

委員長（山本一太君） 許可します。

証人（籠池康博君） お越しになったことについて、私の方から別に拒否をすることもありませんから、ですから、その先生方にお入りいただいたということですが、何か問題があるんでしょうか。

西田昌司君 あなたが招いたのではないんですね。

証人（籠池康博君） はい、私がお招きをしたということではございません。

西田昌司君 じゃ、なぜあの方々が四人集まって一緒にその時間でできたんですかね。どうい

打合せで行けたんですか。

証人（籠池康博君） それは私が知るところではございません。

西田昌司君 まあこの辺も不透明なところはありますが、そのときに、そのときに、皆さん方の野党の皆さん方……（発言する者あり）真面目にやってください。そのときにメールを、夫人の方から、昭恵夫人から奥様とのメールのやり取りがあるという話で先ほどもありましたけれども、あの野党の皆さん方にそのメールを見せられましたか。

証人（籠池康博君） それは記憶にございません。はい。私がしたことではありませんので、私の記憶にはございません。

西田昌司君 まあこれも、今、メールのやり取りがあちこちでまあ報道なんかに出ているんですね。私も、実は総理の奥様から許可をいただいてメールを文字起こしして全部持っております。

で、これは誤解のないように、これもあなたの奥さんのメールですから、あなたの、直接ではないけど、是非ここで、あなたの責任で、このやり取りのメールをですね、一覽、総理は公表したいとお話しになっていますから、あなたも奥さんに公表させたいということで御了解得たいと思うんですが、いかがですか。

委員長（山本一太君） 籠池証人、御意見求め

るんですね。分かりました。許可します。

証人（籠池康博君） そのメールの内容については、私は、家内の分ですけど、私はいいと思っております。はい。

西田昌司君 ですから、まあこれは事実関係をね、あしたの予算委員会にでも私は出したいと思えます、今承認いただけましたから。

それで、私はですね、この今の問題でも、まず総理の話でいいますと、この片っぱは、総理は絶対もらっていない、奥さんも渡していないと、渡していないとおっしゃっているんだけど、密室の中で二人だけで渡したんですと、そういうことを言われると、これ、はっきり言いましたね、私とあなたは初めて会いましたけれども、仮に西田昌司の名前で百万円もらいましたという話も、そういう振込票を書くこともできるんですよ。

ですから、そのこと自体がですね、全くこれ証拠にならないし、そして、そもそもですね、私はなぜそういう、こういう話になってきたのかという背景考えるときに、私はどうしてもね、あなたが今回のですね、本質は、寄附金を集めて小学校を建てていこうとされてきたんだけど、その寄附金がですね、集まるのが大変しんどかったと思いますよ。だから、当初は安倍晋三小学校という名前で作ったし、安倍さんの名前で募金があったというこのことにするとですよ、非常に募金の集ま

りもいいでしょう、そういう形の思いがあったんじゃないかと。

ところが、現実問題、安倍さんの方からこれは拒否されたので、それでは、長い間使っておられたよっただけども、途中でやめられているんですけどもね。その寄附金集めのために、安倍さんの名前やそれから著名人、それから、何よりもですよ、皇室までいろいろ使っておられるじゃないですか。あなたは、例えば皇室との関係があつてですね、何か森友学園に陛下が来られたように書いておられるけれどもね、そういう事実ないですよ。

証人（籠池康博君） 御皇室の方がおいでになったということはございませんので、私の方はそういうふうな書きぶりしたことはありません。

それと、先ほどのことですが、安倍晋三記念小学校というのは本当に当初の当初だけでありまして、先生おっしゃるように、逆のイメージもあるわけがございます。したがって、寄附金集めにそれを供したということではなくて、逆に、寄附金集めの場合でしたら、安倍晋三記念小学校という冠はいたしません。

西田昌司君 もう一つ大事なのは、要するに、皇室の方が来られていないと。だから、しかし、あなたのホームページには載っているじゃないですか。本園に御行幸をあつたと、御幸があつたと

いう話を書いておられるじゃないですか。これ、どう説明するんですか。

証人（籠池康博君） 恐れ多いことですから、そついつうな書きようにはなっていないと思います。

私は、天皇后日本という考えの下で、御皇室を敬愛、そしてお守り申し上げないかんといいう気持ちは今も一緒でございますので、もういかなる政権が立っていいことも、天皇后日本であればそれでよろしかるつういふうな認識は今も持っております。

したがいまして、そのような、私自身がそのように指示をし、あるいは私自身がしたということに決まっていますので、言っておきます。

委員長（山本一太君） ちょっとお待ちください。

証人に申し上げます。

証人が補佐人に助言を求めるときには、拳手の上委員長、補佐人に助言を求めたいと存じますとお述べください。

証人（籠池康博君） はい。

西田昌司君 これは、籠池さん、あなたはそつおつしゃったけれども、歴然と事実としてホームページに出ていますから、皆さんが見ていただいたら、どちらがだめか言っているかは歴然とします。

それで、問題の本質に行きます。

今回のこの事件はですね、新聞、まあテレビ、今日もたくさん入っていますけれども、報道の、見ていると、全く論点が私の目から見るとずれているんですよ。要するに、政治的関与で安い土地を売ったとかね、それから総理との、昭恵夫人との関係があったとか、そこで援助があったとか言っているんだけど、そつじやなしに、これは元々ですね、大阪であなたがですね、小学校を建てよう、あそこで建てようとしたと、その計画そのものですね、私は無理があつたんではないかと思っているんですよ。

それは何かという、今日ですね、ニュースでも出てましたけれども、あなたが工事を発注した藤原工業さん、そこがですね、あなたのその保育園、幼稚園含めですね、仮差押え、私も謄本を上げて見ました、三月十五日されていますよね。一億円が工事費未払だったということですね、ということですね。なぜ未払になっているんですか。

証人（籠池康博君） そもそも、認可適当というものを大阪府の方でいただきました、それから国有地の方を定期借地で契約いたしました。その後、藤原工業と契約いたしましたから、それからどんどんどんどん工事が進んでいったということでありませう。

認可適当というものは、これはすごい大きな担

保でありまして、今までに認可適当というものをいただいて認可されなかったことはないように聞いております。それが、地方政府の大阪府の中でいつの間にか、どついうことがあつたのか、私も分かりませんが、認可をさせないというふうな方向に進んでいっていったように認識いたしております。

その結果、三月の十一日、十日、十一日、認可取下げをいたした経緯につきましても、大阪府の担当官が前日に瑞穂の国記念小学校の建物を視察し、そこで私との話をする事になっておりまして、それがうまくいかなかった。それで取下げをした結果……

委員長（山本一太君） 籠池証人、簡潔にお願いいたします。

証人（籠池康博君） はい。

結果、銀行の取引の方の約定もできなくなって今に至つておるといふことであります。

西田昌司君 分かりました。

ということとは、十一億円は、銀行から借入れでお金を借りて払つと、こついうことだったんですか。

証人（籠池康博君） 当然、寄附金と、そして銀行からの借入れもあったといふふうなことでございませう。

西田昌司君 あね、これが一番大事なポイント

トなんです。あなたの事業計画をここで教えてほしいんです。

つまり、元々ですね、元々この小学校を幼稚園がやることについては、大阪ではできない形だったんだけれども、あなたの働きかけで規制緩和が成って幼稚園にも道が開かれた。しかし、道は開かれたんだけれども、これは新しい小学校を造るには莫大なお金が要りますね。そのお金をどうやって手当てするんだということが私学審議会でも一番の焦点だったわけですよ。それをあなたはどつうふうの説明されてきたんですか。

委員長（山本一太君） 籠池証人、おっしゃってください。補佐人に意見を求めたいとおっしゃってください。

証人（籠池康博君） ちょっと意見を求めたいと思います。

委員長（山本一太君） 了解します。

証人（籠池康博君） それは、大阪府の方に書類を出して御審議いただいた、そのままのところに入ったとりのことでございます。

西田昌司君 じゃ、あなたがそつうふうに証言拒否をされるので、私が大阪府の、これは私学審議会の書類、これを朗読しますね。

そつうする何が書いてあるかといつと、要するに、当初からこの財源があるのかと、それを常に危惧されているんですよ。危惧されているんです

けれども、その中でこつうふうに出ていますね。この今の現在のこの、幼稚園の方ですけどもね、今、幼稚園の方でも借りているお金が黒塗りにされていきますけれども、あると書いてあります。これ、何億あるんでしょうね、これね。そしてその中で、今借りている負債の償還はそれでやっていくんだけど、今回建てることにつきましては、負債を増やすことは考えておりませんので償還計画このままでいいですよ。

要するに、新たな借入れはせずに寄附でやることいふことをこれ言っているんですよ、大阪府の審議会の中で私学課が言っているんですよ。あなたはその言っているとおりでと言っているんですから、要するに寄附金だけでやるという意味でしょう。

証人（籠池康博君） 恐れ入りますけど、私はその私学審議会の審議内容の記録というのは拝見しておりませんので、中身が分かりません。はい。

西田昌司君 あのね、要するに、今回の問題の核心はここなんです。つまり、今現在も、失礼ながら、あなたの幼稚園ですね、幼稚園ですね、森友学園塚本幼稚園、ここにも今現在、小学校を建てる前から負債はあったと思いますが、何億円ありましたか。

証人（籠池康博君） 幼稚園の建物、そして土地を購入するのに約三億円ぐらいだったと思います

すけどね。はい。

西田昌司君 三億円の負債が残っているんですよ。そして、総資産額というのがありますね。これ、総資産、一体どのぐらいあなたの保育園、幼稚園はありますか。学園全体で。

証人（籠池康博君） ちょっと今はつきりとは覚えておりませんが。はい。

西田昌司君 想像ですけども、これは、私学の場合はですね、要するに三〇%基準がありますよね。だから、三〇%を超えていたらできないということですから、恐らく、三億円の借金があるということとは、まあ十億円ぐらいの総資産があったといふふうには認識されますけれども、そうじゃないですか。

証人（籠池康博君） そうですね、そのような感じですね。

西田昌司君 それが幼稚園を、小学校を造る前の財政状況なんですよ。

さて、ここですよ、次に小学校を建てようと思つと何が出てくるかと。この小学校を建てるのにはですね、あなたは大阪府の審議会には七億五千万だと、こつう形で出されたんですけども、今回発注した藤原工業さんは十五億五千万のこの支払金額だったと言っていますよね。だから、実際には十五億五千万掛かったといふことでしょうか。

証人（籠池康博君） よろしいでしょうか。

委員長（山本一太君） 補佐人と話すことを認めます。

証人（籠池康博君） それは刑事訴追を受ける可能性がありますので、お答えすることはいたしません。

西田昌司君 まあそこで一つ大きな疑問が残ったままでありますが、事実としましてね、十五億五千万の仮差押えされています。

それで、あなたが元々出した七億五千万、これ小学校を建てようと思ってもね、もし七億五千万が正しいとしましてね、それしよつと思つたら、一体その七億五千万はどうやってお金を工面するつもりなんですか。

証人（籠池康博君） それはですね、建物を建てていくうちに寄附金も当然集まってまいりますし、時系列的にはやはり潤ってくるというふうに思います。しかも、何というんですかね、資産価値というものが当然ありますから、当然、資産の価値を再評価することによって高まっていくことも当然ありますので、はい。

西田昌司君 これ、全く意味不明なんです。あなたも御存じのように、そもそも小学校を新たに造る場合ですね、造る建設費用の、は三分の二しか借金できないんです。これはもう大阪府の私学審議会の中でそれ基準になっているんですよ。七億五千万の三分の二といったら五億くらいです。

よね。要するに五億円分しか借金できないんですけれどもね、だから、そのほかのは当然のことながら寄附金で集めなきゃならないんです。

今あなたが、あなたがこの七億五千万の、いや、十一億五千、十五億五千万の藤原工業の支払をですよ、払っているのが、結局五億しか払っていないということですよ。十一億残っていますからね、まあ四億五千万か。ということは、あなたが集められたお金というのはね、四億五千万しか集まっていなかったということ、そういうことじゃないんですか。

証人（籠池康博君） 私立、私立の小学校、中学校というのは施設整備補助金が全くありません。高校、幼稚園とか大学と違って全くありません。で、この中で学校を造ろうというのは、かなりの懸命の努力が要るわけです。

で、私どもの内部留保の資金と、そして御寄附をいただくその資金によりまして、七億五千万ぐらひの枠であれば、三〇%という敷居はきちっとできるというふうに認識をいたしておりますので、それで可能だったというふうに思います。

また、いろいろな、何というんですかね、空調の關係の補助金とかいうものも……

西田昌司君 そんなこと聞いていない。
証人（籠池康博君） はい、そうですね。はい。以上です。

西田昌司君 あのね、私は、領収書が、契約書が三通あった話は、もうね、あなたは証言拒否したんだから言っていないんですよ。そうじゃなしに、資金繰りを聞いているわけですね。

元々、小学校を建てようと思つと莫大な自己資金がないとできないんですよ。ところが、今、あなたはね、自らおっしゃったように、十億円の総資産があるけれども、三億円の借入れが幼稚園で既にあったわけですね。そこからプラスアルファこの十五億五千万。今、藤原工業が支払してくれと言っている、それだけのお金を持っていたら私学審議会でもオーケーですよ。ところが、持っていないからね、これ今回払えなかったんですね。だから、これは、認可が適当が取り下げたからとか、この騒動でどうなったかという次元の話じゃないんですよ。始めからお金がないんじゃない。だから、そこが、そこがこの問題の本質だと言っているんですよ。だから、あなたは、その、どれだけのお金があったんですか。（発言する者あり）

委員長（山本一太君） 静粛に願います。

西田昌司君 どれだけのお金があったんですか。

証人（籠池康博君） この問題の本質を審議していただいているのは、そこにどのような口利きがあり、どのようなことがあったかということであり、ありますから、議員のおっしゃっていることは的

を外れていると思います。

西田昌司君 それじゃ、口利きがあったというんだったら、どついつ口利きでこれが、このお金の、お金が調達できることになっているんですかどついつ仕掛けでどついつ口利きしたら、これお金が集まるんですか。だから、口利きだということだったら、どついつ口利きしてもらったらいいんですか。

証人(籠池康博君) 口利きがあったということがこの事件の発端のところだったと思います。で……

西田昌司君 だから、どついつ口利きしてもらったの。

証人(籠池康博君) 口利き、ですから、口利きというものがどついつ類いの口利きだったのかということになってくると思っんです。

ええと、私は、この土地が出てまいりましたときに、ああ、いいものが出てきたなということとは先ほど申し上げましたですね。したがって、近畿財務局にお願いをしに行った。でも、行ったけれども、一民間の人間が行くだけではどうしようもありませんので、やはりそこは、ええ、何とどうですかね、御紹介をいただいで行かしていただいたということですね。

その後は、もうあの、アヒルの水かき運動のごとくですね、何回も何回も何回も行かしていただ

いて、しかも定期借地になりましたけれども、その定期借地も、やはり高い金額で、高止まりで結果としてはなっております。本来、口利きがそこでありましたら低止まりになるんじゃないでしょうか、ええ。余り高く、高いところで止まっておりますから、ええ、口利きのこととはそういう点ではなかつたんだらうというふうに思っております。

西田昌司君 だから、今また意味が分からない。口利きがあったのになかったのか。では、なかつたんですか、だから。

証人(籠池康博君) 私の方は、口利きは、口利きというもの自身、皆さん方が思っているお金を呈しての口利きというものはなかつたというふうに思っています。

西田昌司君 それはそうだと思いますよ。口利きでどついつのこのなる話じゃない。それよりも、一番問題はね、籠池さんね、私はこの私学審議会のこの審議録を見たりしてね、それで非常に疑問に思ったのはこついつのことなんですよ。

私、実は税理士やっていますね。税理士やっていると、まあ、あの幼稚園はないけど、いろんなそついつ社会福祉法人始め顧問先ありますよね。新たな事業をやっていくとか、やる時には当然、どつやつとお金があつて借入れどつするかどついつ事業計画を見てね、じゃ、これ社長、いい

ですよ、理事長いいですよ、これ、やりましようよ、こついつ話になるんですよ。

ところが、あなたのこのね、今、今日のこの状況を見ているとね、その志は良かったのかしれないけれども、要は、お金の手当てができないままにどんどんどんこの話をスタートさせているんですよ。そして、それを本来でしたらね、大阪のこの私学審議会、ここで審議の委員がですよ、再三にわたつてこれは危ない、どつするんだと言っているんですよ。ところが、言っているのに、

先ほど言いましたように、このあなたが言ったかどうか知らないけど、少なくともここに書いてあるのはですよ、事務局側がこついつ言っているんですよ。今回、建てることにつきましては負債を増やすことは考えておりませんとね。自分の、要するに自前のお金で建てますと。だから、だから、この今回ですね、条件付であるけれども認可適当になつたんですよ。だから、初めの計画がかなりむちゃくちゃだつたということじゃないんですか。

証人(籠池康博君) 当初から価格が高騰していったということは当然あるつかと思います。

でも、今、建設を始めますときには、同じ条件の中で高いもの、上質のものという……

「西田昌司君「そついつのは大丈夫ですよ。七億五千万も払つた」と述べ」

委員長(山本一太君) 不規則発言は慎んでく

ださい。発言するときは委員長に許可を求めて。

証人（籠池康博君） あ、そういうことではない。では、どういふことがもう一度言ってください。

西田昌司君 あのね、要するにね、籠池さんねあなた弁護士さんかいるんな方と想定問答をされてきたと思っただけでも、全くそいついふことを聞いているんじゃないんです、私。もっと、そもそも論を聞いているんですよ。

七億五千万で建つたと、建つ予定だったでいいですよ。出したのはそれでやっているんだから。だったら、七億五千万がなければいけないじゃないですかという事です。七億五千万があるんだったら、十五億の請求されたら、少なくとも七億五千万は払えるじゃない。何で十一億が未払になつているの。つまり、七億五千万のお金すら集まっていなかったということでしょう。

証人（籠池康博君） それは違います。七億五千万は集まっています、はい。

七億五千万の内訳につきましては、当然のことながら、我々の方のいわゆる軍資金と、そして、軍資金と言つんです、建設資金と言いますけども、はい、それが高まってきている、きておつたといふことは否めない話だと思えます。

西田昌司君 まあだんだん時間なくなつてきたんであれなんですけれども、要するに、私はこ

れ、せっかく今回はテレビもたくさん入っていますから言いますけれども、問題のポイントを皆さん方つくのを間違っているんですよ。元々、元々です、無理な計画で、建てるごとき自身に、大丈夫かと言っているんですよ。で、それが認可されたこと自体が問題。そして、今となっては、大阪側が、何で認可……（発言する者あり）

委員長（山本一太君） 静粛に願います。

西田昌司君 これおかしいということをおっしゃるけれども、これはしっかりと、大阪側でしっかりと調査していただきたい。

それと、土地の取得については、初めから、この建てるごときには土地の取得関係ないんですよ。定期借地権で建てる認可もやっているんですから。土地買つ話は全く後の話なんです。

だから、この土地の話、まあ何で安くなつたかということ、ちょっと時間なくなつたんで、あと後半は、後半の衆議院で私の同僚の葉梨議員がここはしっかりと質問しますが、要は、問題のポイント、初めから、これ、ならないものになつてしまったということですよ。それで、あなたもおっしゃつたように、結局二階が上がつてはしごとを外されたというふうに思っているんじゃないですか。

委員長（山本一太君） 西田君、時間が終わっていますので。

西田昌司君 そうでしょう。それだけ言ってください。

委員長（山本一太君） 最後に、じゃ、時間終わっていますので、籠池証人、早くお願いします。

証人（籠池康博君） はい。そうですね。もう九分九厘で上がつていて、高、高げたを外された、はしご段を外されたという思いですね。

西田昌司君 誰に外された。

証人（籠池康博君） 大阪府松井知事というふうに思っています。

西田昌司君 終わります。

福山哲郎君 おはようございます。民進党・新緑風会の福山哲郎でございます。

証人におかれましては、この場に御出席いただき、ありがとうございます。

また、ずっとこの予算委員会では参考人招致をそれぞれ役所を含めて求めていた立場からいえば、籠池証人一人の証人喚問では全貌解明には結びにくいと考えております。他の当事者の参考人招致をずっと拒否し続けてきた自民党、与党に強く抗議するものであります。まず冒頭、そのことを申し上げます。

先ほどの籠池証人の陳述でございますが、我が党にお願いして、党として、速記録を、間違えてはいけませんので、速記録をお願いして、今、僕、手元にあります。余りにも生々しくて、具体

的な名前がたくさん出てきたので、ちょっと想定外の質問もあるんですが、まず気付いたことから伺います。

安倍昭恵総理夫人との関係を始め、あれほどの証言をされたことに関して、この場が証人喚問で虚偽の陳述をした場合には偽証罪に問われることを籠池証人は認識した上で先ほどの十分間の証言をされたということを再度確認をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですね。

証人（籠池康博君） おっしゃるとおりです。

福山哲郎君 次に、少し驚いたくらいがありました。ちょっと最初に確認しておいた方がいいなと思います。

私たちの教育理念に賛同している昭恵夫人に助けをいただこうと考えまして、昭恵夫人の携帯に電話をいたしました、平成二十七年の十月のことです、留守電でしたのでメッセージを残しました。すると、後日、内閣総理大臣夫人、あつ、夫人付きの谷査恵子さんという方から御連絡いただき、なかなか難しいとの御返事をいただきました。

これは、谷査恵子さんというのは、夫人付きで横に付いていた秘書というか、総理大臣付きのスタッフという認識で、再度確認させていただき、よろしいですか。

証人（籠池康博君） おっしゃるとおりです。

福山哲郎君 この二十七年の十月ということとは、

講演で百万円の授受が事実かどうかは僕は分かりませんが、講演の後の直後ですから、幼稚園にも行かれたことのある総理大臣夫人、あつ、総理夫人付きの方というふうに認識してよろしいですか。

証人（籠池康博君） おっしゃるとおりです。

福山哲郎君 一応、今、西田委員のときに私確認したんですけど、確かに経産省から谷査恵子さんという方が内閣府に向向している記録はあるようです、もうしっかり確認しなければいけないと思います。

そうすると、お願いをして、ファクスで現状では希望に沿うことができないということは、希望が相手に伝わって、ファクスでやり取りを、まあやり取りというか、何回か分かりませんがして、昭恵夫人にも既に報告をさせていただいておりますというふうに先ほど言っておられますけど、これは、いわゆるその国有地の問題についてのお願いをしたということですか。

証人（籠池康博君） そうでございます。

福山哲郎君 これ、結構重要な問題なんですね。それで、お願いをしたのはこのとき一回きりですか。それとも、こうやって電話でお願いをして、留守電残して、例えばですよ、動いていただいて返事が来るような状況ということとは、複数回こういう形のやり取りを昭恵夫人と、どなたが頼んだんのかは書いてあるかな、携帯に電話したのが、

誰が携帯したのかは先ほど言っておられないので分かりませんが、複数回こういうことのやり取りはあったという認識ですか。

証人（籠池康博君） 電話をいたしましたのは私であります。そして、そのやり取りというのはその国有地のことにつきましてはその一回きりだったというふうに記憶しております。

福山哲郎君 これ、ただですね、電話のやり取りも残念ながら証拠が残りません。それから、ファクスで、大変恐縮ながら現状では希望に沿うことができないということも、今口頭で言っていたいたきりなんですけれども、何らかのことについて証明できるものとか証拠みたいなものがあるのでしょうか。

証人（籠池康博君） いただいたファクスは残っております。

福山哲郎君 この谷総理大臣付きから来たファクスが残っているということですか。

証人（籠池康博君） おっしゃるとおりです。

福山哲郎君 内容については先ほどの陳述ではありませんでしたので、この場でもし内容について紹介できるものがあれば紹介いただければと思います。

証人（籠池康博君） そうさせていただきます。

福山哲郎君 いや、今口頭でちょっとどんな内容だったか言っていたいただければと思うんですが。

委員長（山本一太君） 籠池証人、補佐人は、委員長の許可を求めてください。じゃ、補佐人と話して。

福山哲郎君 時間、時間、時間、時間。

委員長（山本一太君） ちょっと長過ぎるね。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（山本一太君） それでは、速記を起こしてください。

証人（籠池康博君） 内容にいたしましたはです。ね、ちょうど定期借地が終わりました、契約しました頃でありますので、買受け特約十年が付いておりました。で、十年よりも、ちょうどその時期に、介護施設については五十年の特約が付くというふうなことが言われておりましたので、そのことを、介護施設ではあるんだけど学校法人ではどうなんでしょうとかというふうなことをお聞き、お願いしたいということであります。で、その結果それは今のところ学校法人は無理だということであつたというふうなことであります。

福山哲郎君 ということは、実際、安倍昭恵夫人に御連絡をしたら、谷さんという総理大臣夫人付きからファクスで返事が来たということですね。ということは、問合せ等をそれぞれの、近畿財務局なり、まあ僕は分かりませんが、どこに問合せをしたか分かりませんが、そういうことをしたとい

う形跡があるということですね。

証人（籠池康博君） はい、そのとおりです。

福山哲郎君 そのファクス持っておられるということならば、どこかで提示をいただければと思いますが、今日はお持ちではないということなので。これはまあ、非常に大きな一つの、ちょっと私はびびくりしたんですけど。

もし、この時期に総理大臣夫人付きが各役所に問合せ等をしていたとしたら、それは、このときはひよつとして昭恵夫人は名誉校長ですか、ひよつとして。先ほど十月とおっしゃっていた。

証人（籠池康博君） はい、そうでございます。福山哲郎君 そうすると、名誉校長で総理大臣夫人付きの秘書官、秘書官というか夫人付きの方が動いたことがあるということは非常に大きなことだと思ひまして、ちょっと僕も面食らっていますが。これはまあ、ある種そんなくが働いても仕方がない状況もあるかなと思ひます。

それからもう一つ、百万円の授受ですが、先ほどこかなり詳細に言っていたので、西田委員からも反論がいろいろあつたんですが、幼稚園の職員が何かをやられている娘さんが、インターネット上ではですね、何か玉座の間という表現があるんですけども、今日は、先ほどの私記憶で園長室と言われたと思うんですが、これはちょっとずれているので、このことの実関係はどち

らが、その百万円の授受があつたかどうかは別にして、籠池証人の認識はどちらなんでしょうか。今メディアに流れているのと今日の証言がちょっと違つので。

証人（籠池康博君） 園長室でということが正解であります。

福山哲郎君 実は、その娘さんのインターネット上のインタビューとかですと、安倍総理からお金をもらいましたよと言って職員の方に持つていて、みんなで応援をいただいたから頑張ろうねみたいなことを言い合つたというふうなくだりがあるんですが、ということは、幼稚園の職員さんもその認識はおありというふうな思つていいですか。

証人（籠池康博君） もちろんそうです。はい。福山哲郎君 十万円を講演料として渡したというお話もそのときにあります。その事実はいかがですか。

証人（籠池康博君） 十万円の講演料も、もう先に用意しておりましたので、その百万円をいただく前に用意しておりました。そしてもう御講演を終わられて帰るときに、お帰りのときにお渡しをいたしました。お菓子の袋に、その封筒というか、十万円入っております封筒に感謝という銘を入れまして、そしてお持ち帰りいただいたということでもあります。

福山哲郎君 それは御本人にお菓子のお渡しされたわけですか。僕らの感覚でいうと、総理大臣付きがいたら、その付きの方が、総理大臣夫人付きの方がいらっしやると、その方が一般的に言えば荷物全部持つというふうに思うんですけど、一旦とにかく昭恵夫人にお渡ししたということですか。

証人（籠池康博君） ええとね、その辺は少し記憶がはつきりしておりませんので、ちょっと申し訳ございません。

福山哲郎君 今の百万円の授受の件も十万円の講演料の件も、昭恵夫人も安倍総理も否定をされています。正直申し上げて、私はどちらが事実か分かりません。

ただ、なぜ今になってこのことを、私は予算委員会のメンバーと小学校の建設地にお伺いをしました。で、与野党のメンバーの前で籠池証人がそのことを言われたわけですけれども、なぜ今になってこのことを公にされたのですか。

証人（籠池康博君） 大層な、すごく私の胸のうちを語らないといけないんですが、当初から私は安倍晋三先生に対して敬愛以上のものを持っておりました保守の人間であります。

ところが、この二月八日にこの事柄というか事件が勃発いたしましたして、財務局の方あるいは国の方向性も見ながら見ておったんですが、何とか政

府の方がうまく対応していけばいいなというふうな思いを持ちながらしておったんですが、二月のいつでございましたか、二十三日にですね、テレビ中継の中で安倍首相の方が、籠池さんは、何と申すんですか、しつこい人だというふうなことをおっしゃっていただいたんですが、初めのうちはそういうことも、まあまあそういうこともあるのかなと思っておったんですけれども。

ただ、重要なことは、我々が一生懸命この学園をつくり上げようとしておりましたときに、私としましては御助力いただいているものだということに認識しておりましたから。ところが、途中、二月の八日のあの事件が勃発後ですね、手のひらを返すようにこの学校の潰しになってきたということでありましたので、これはちょっと私自身も財務局の土地を買い求めたときには何かくうつと乗っているような気がしましたが、後に翻ってこのリターンというんですか、してきましたときに、あら、どないなっているのかなと、何が動いているんかな、どういふふうにならなっているのかなというふうな気持ちがありましたので、もうこれをちょっと解明しないと国民の皆様にも非常に申し訳がないし、国民の皆様でも何か不可思議な力が動いているのかなと思って、というふうにおもっておりました。

以上です。

福山哲郎君 それで今の時期に公にされたということですね。なるほど。

実はですね、さっきの証言が、いろいろ確認しなきゃいけないんで僕も前後しているんですけど、メールのことです。私が関わったということは裏で何かがあるのではと疑われないようにという口止めとも取れるメールが届きましたと先ほど言われています。これ、昭恵夫人から私の妻のところにといつことでございますが、これはいつぐらいに、この問題が発覚した後だと思いますが、それはいつぐらいに届いたメールでしょうか。

証人（籠池康博君） そのメール自身は存在しておりますので、それを見れば分かるんですが、大体二月の十八以降、二十五日ぐらいまでの間だと思えます。

福山哲郎君 これ、かなり頻繁に籠池証人の妻でいらっしやる方と、副園長かな、副園長と昭恵夫人はメールのやり取りをやられているということですか。

証人（籠池康博君） ええと、確認しました。二月中は二十二回ほどで、三月、十五、六回はさせていただいていたというふうに思います。

福山哲郎君 二月、三月というのは、この問題が発覚して非常に注目されているところで、こういうやり取りがあるというのは、ちょっと実は私も驚きなんですけど。

ちよっとさつき聞き忘れたんですけど、昭恵夫人の携帯に、先ほどの依頼も含めて電話、それからほかのことも含めて、先ほど、国有地関係のことだと思えますけど、ほかの教育関係のことの相談はつておっしゃっていましたが、携帯電話でも頻繁にやり取りする仲だったということですか。

証人（籠池康博君） 当初、私とであつたんですが、やはり家内の方と、女性同士ということなんでしょうか、そのような会話の方も頻繁にあるということでございます。

福山哲郎君 実は私は、残念ながら、先ほどの陳述にあつた大阪府議会の畠先生というのを存じ上げません。お話を聞いてもなかなか分かりません。ただ、大阪府側がですね、鶏と卵で、大阪府の審議会と近畿財務局の間でどっちが先にやるんだということのやり取りをしていたのは、この間、大阪へ行つて私は感じました。

そのときに、大阪府側がどういう人が動いているのか見えなかつたんですけど、具体的に、この畠先生、籠池参考人が言われた畠先生というのは、どついつ形で関わり、どのような役割を果たされているのかが分かれれば教えていただければと思います。

証人（籠池康博君） 畠成章先生は、私が住んでおります淀川区選出の府会議員でございます。

中山正暉先生の秘書をされて、郵政秘書をされて、それから府会議員に転じられたという方ですが、私の先代と非常にじつこんであります。先代亡くなりましてからも私はじつこんにさしていただいたということなんです。その先生は松井知事の御実父であられる府会議員の先生と非常にじつこんであります。その辺のところをお願いを申し上げて、非常に熱心に動いていただいたということでございます。

福山哲郎君 その熱心に動いていただいた、具体的な何か例示ができる、こういうところで動いていただいたというふうなものはあるのでしょうか。

証人（籠池康博君） 非常に私どもの教育環境に賛同していただいておりますので、大阪府の幹部のお役人に働きかけをしていたり、松井大阪府知事にも働きかけをいただいたというふうに記憶しております。

福山哲郎君 これ実は、先ほど西田委員は、大阪の審議会が財務状況が悪いのに認可妥当を出したのがそもそもの問題だという類いのことを言われました。それは私、一つの真理だと思いますが、一方で、近畿財務局側も大阪の審議会とやり取りをして、どちらが先にやるんだという平仄を合せている形跡があります。

この大阪とこの近畿財務局との間のやり取りに、

籠池証人はかなり濃密に関わっているんことやり取りをしたという記憶がありますか。

証人（籠池康博君） 私自身はありません。私自身が大阪府に働きかけを直接したとか、そういった近畿財務局に働きかけをしたとかいうことは、一民間人ですから、ありません。

福山哲郎君 ただ、いきなり、例えば東京で本省の理財局長に会うと言つて出てきて会つたりということがあつたわけですね。一民間人ですが、そういったことが証人の場合はできていくわけですね。それはどういう理由だつたんでしょうか。

証人（籠池康博君） 定期借地の後、大きな生活ごみが出てまいりましたので、その間、定期借地権で金額を決定するのにもつかかなりの時間が掛かりました。一年ほど掛かりまして、で、本来開校が一年延びたという経緯もありましたので、ここでまた生活ごみが出てきたら大変なことになるというふうな思いの中で、近畿財務局の職員に財務省に直接行きますということで聞き出したというのが本旨であります。はい。

福山哲郎君 ということは、直接やられていないと、近畿財務局とか、先ほどの国有地のいろんなやり取りについては直接やられていないという場合に、どなたが、じゃ、近畿財務局とか大阪府の審議会とかと実際の詳細について、いろんな定期借地とかいろんな売買契約とかあるのはどなた

がやられたんですか。

証人（籠池康博君） あっ、失礼しました。訂正いたします。近畿財務局とか大阪府との対応、調整は私がやっております、はい。

福山哲郎君 それは直接やられたということですね。

証人（籠池康博君） そつです。はい、そうでございます。

何を訂正したかというところ、私が近畿財務局の方にプレッシャーをかけたとか大阪府にプレッシャーをかけたということはないということで、先ほどの質問を私が間違えて聞いておりましたので、はい。

福山哲郎君 その近畿財務局とか大阪府とのやり取りの中、直接やられる、直接やられるときに何らかの、政治家が直接やられるときに何とかしてほしいとか、そういう関与が事前からあったというふうなことでお願いをしたことはありますか。

証人（籠池康博君） 鴻池先生に、この近畿財務局の土地が見付かりましたときにお願いをしまして、御紹介を賜りたいということにはさせていたいただきました。それでよろしいですか。

福山哲郎君 鴻池議員は実際自分でおっしゃっておりますので。

でも、これが出てきたら聞かなきゃいけないんですけど、コンニャクは何だったのかを聞かない

となぜ聞かないのかと言われるので、コンニャクは何だったのかをお聞かせいただけますか。

証人（籠池康博君） コンニャク、いわゆる封筒の中身ですが、三万円が入った、角、何というんですかね、大きな型紙の中に入った商品券であります。

福山哲郎君 なかなかにわかには信じ難いんですが、それは何のために持っていったんですか。何かお願いをするためだったんですか。

証人（籠池康博君） 入院の、入院されてしまったので、そのお見舞いを、お見舞いというか、それも兼ねてということでありますが、そのときに、こういうふうな、土地の関係はこういうふうな方向になっておりますというふうな報告はさせていただきます。

福山哲郎君 あっ、ちこつち話が飛んで本当に申し訳ありません。さっきの陳述に沿って、ちょっと恐縮なんですけど、申請する前に、近畿財務局や大阪航空局、大阪と申請前に一緒にやり取りを籠池証人がやられたことがありますか。正式申請の前に。

証人（籠池康博君） もう一度。

福山哲郎君 小学校の正式申請の前に、籠池証人が近畿財務局や大阪や航空局とやられたことはありますか、事前の打合せを。

証人（籠池康博君） 小学校の設置申請の前で

ですね。あっ、当然、設置申請をする前に、国有地の方がいわゆる定借でも手に入ることができるのかどうかということは非常に重要な点ですから、対応はさせていただきました。

福山哲郎君 これは、実は近畿財務局は余りはつきり認めていないんですね。急にこつちへ来るんですが、問題発覚後でございますが、この間大阪行つたときに近畿財務局は、籠池理事長側というか森友学園側と問題発覚後も実はやり取りをしているということですが、何回やり取りをしているかは言われていません。問題発覚後も近畿財務局というんなやり取りをされたんでしょうか。その中の一環がいわゆる十日間隠れるという話なのか。その中の一環だとしたら、それは直接籠池証人がやられているのか。どなたがそういうやり取りを近畿財務局とやられているのかお答えいただけますか。

証人（籠池康博君） 近畿財務局とあの一件がありましてからもやり取りをしておりました。私もありましたし、当時の顧問弁護士であつた方もしておりました。はい。

十日間云々ということにつきましては、当時顧問弁護士でありました酒井先生がされておりました。

福山哲郎君 その酒井、もう辞められた方がいわゆる近畿財務局というか、嶋田さんでしたっけ、

さつき出たかな、嶋田さんから言われたと言われたわけですか。

証人（籠池康博君） 財務省の嶋田さんから言われたということがあります。

福山哲郎君 だんだん時間がなくなってきた、もうあっちこっち飛んで申し訳ありませんが、稲田朋美大臣との関係ですが、顧問契約があったのか、それから法律相談を直接したことはおありか、お答えいただけますか。大臣は、顧問契約は御主人のところがやっていると言われているし、法律相談は実際ないと。ただ、法廷に代理人として一回は出廷したけどということをやつと言っておられるんですけども、そのことについてはいかがですか。

証人（籠池康博君） 稲田先生のところと顧問契約を結んでおりました。先生も出廷をいただいたことがあったというふうに記憶しておりますけれども、今回の土地の事柄につきましても、稲田ジュンジ事務所平成二十八年の一月には御相談に行っております。

福山哲郎君 ああ、そうですか。
で、稲田朋美大臣と直接いろんな相談をしたことはないわけですか。

証人（籠池康博君） はい、それはございません。

福山哲郎君 まあ、実は、我々が現地に入った

ときに言われたのは、小学校の校舎の問題に対する危機感は強く言われていました。それは、我々と野党全員の間で言われたので、そのことについてはやはり証人のお言葉をいただく方が僕は公平だと思いますので、小学校の跡地についてどう思っておりますのか。

それから、大阪府が、松井一郎知事が悪いというようなこと、許せないというようなことも言われました。そのことも含めて、最後、証言いただければと思います。

委員長（山本一太君） 籠池証人、時間が終わっておりますので、簡潔にお願いいたします。

証人（籠池康博君） はい。
小学校建設は非常に、途中で終わったのは断腸の思いであります。どうして、私学審議会が三月の末日にありましたのに、その途中で取下げをせなかなかったか、それもちょっとよく分かりません。大阪府の方の働きかけというのが何かあったんではないかなというふうに想像せざるを得ませんし、松井知事の方が余りにもテレビに出られまして、いろいろなおつしやっていたというご自身がこの私学審議会をストップさせた大きな原因ではなからうかと思っております。
なおかつ、今現在残っております土地、建物につきましては……

委員長（山本一太君） おまとめください。

証人（籠池康博君） はい。
残していただいて、そして何とかお国の方の資金であの建物を使っていたらいい、そして土地もうまく活用していただけたらいいんではないかなという、今は思っております。

福山哲郎君 ありがとございました。終わります。

竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

証人におかれましては、本日、国会の求めに応じてお越しいただいたことに感謝を申し上げます。と思います。

最初に、国有財産であった、現在森友学園の所有になっております土地の買戻しについてお伺いをいたしたいと思っております。

先ほど、冒頭の陳述で証人は、現在の森友学園の敷地である国有財産、この土地で埋設物が見つかり、除去費用の見積りを差し引いて売買代金が最終的に一億三千万円になって、随分低くなつたな、安くなつたなということとびっくりしたというようなことをおつしやられておりました。

この国有財産の売買契約書においては、期日までに指定用途に供さない場合には国は買戻しをすることができ、つまり、その安い売買代金で買戻しができることになっていると思えます。また、違約金も請求することができる、そして、原則、

原状復帰を求めることができるというふうになっていると思います。

これに関連して、三月十二日付けで森友学園に近畿財務局から通知が出されています。それは御存じですか。

証人（籠池康博君） 以前の顧問弁護士を通じて、その、そういうふうな文書が来るぞということとは聞いておりますが、現物はまだ見ておりません。

竹谷とし子君 これは予告の通知でございますので、今月末であります本年の三月三十一日まで指定用途に供さない場合、原状復帰して、そして売買契約で買戻しに應ずることとされております。これはどのように対応されるおつもりでしょうか。

証人（籠池康博君） これは本当にこの、胸が本当に痛むことでありまして、何でこんなになっただらうなというふうにすごく考えているんです。ですから、できれば、先ほど申し上げましたように、近畿財務局の方で、たしか三十四条に特別何とかというふうな約定があったと思いますので、それを使って民間の土地で対応できればいいんじゃないかなというふうに思っております。

竹谷とし子君 これまで産廃の、埋設ごみの処分にも相当のお金を掛けられてきたと思います。国はその分の費用を支払う必要がありませんので、

買戻しをするということとは、国は大変得をするということになると思いますが、間違いございませんか。

証人（籠池康博君） はい、全くそのとおりです。

竹谷とし子君 寄附金に関して伺いたいと思います。

一般的に、寄附をいただいた場合、その方々に對してお礼状などを出すのが礼儀であると思いますが、森友学園、そして証人におかれましてはそのようにされていきますでしょうか。

証人（籠池康博君） はい、そのようにさせていただきます。

竹谷とし子君 証人は、昭恵夫人を介して安倍総理から百万円の寄附を受けたとおっしゃられております。それに対して、お礼状やあるいはメール等でお礼をしましたか。

証人（籠池康博君） 黙っててということではなかったもので、お礼状はお出し申し上げておりません。

竹谷とし子君 お礼の気持ちを何も示さなかったということではありませんか。

証人（籠池康博君） いや、そういうことではありません。これはもう、タク名にしていた、いや、してほしいというお気持ちだったと思いましたが、それ、そういうふうなお礼状は出して

おりません。

竹谷とし子君 三月十六日に、参議院の予算委員会です。森友学園の完成間近の校舎を視察をさせていただきました。その際、証人には御案内をいただきました。そのときに、総理から寄附をもらいましたと言いました。それはなぜですか。

証人（籠池康博君） もうあのまま取消しを、申請の取消しをいたしましたので、お国の考えられることは更地にして戻すということになっていくんだろつと思いました。

したがって、その土地、建物ですね、建物を存続していただくために、当然、これは安倍総理からの百万円が入っているんだと、ですから、何とかお願いできません、していただけませんかという意思を表したということでございます。

竹谷とし子君 安倍総理からの寄附が仮にあつたとして、その百万円がその建物に使われたと言え、国がそれをそんたくして何かすると思つたのですか。

証人（籠池康博君） いえいえ、決してそんなことではありません。事実を申し上げて、一生懸命命造り上げてきたものを何とか残したいというふうな思いでお話をさせていただいたということでございます。

竹谷とし子君 あなたがおっしゃられるように、昭恵夫人から寄附を、百万円を頂戴したということ

きに、それは封筒に入っていましたか。

証人（籠池康博君） はい、封筒に入っており
ました。

竹谷とし子君 その封筒は残っていますか。

証人（籠池康博君） その封筒は残っておりま
せん。

竹谷とし子君 封筒も残していない。そして、
お礼状も出してない。私には百万円の寄附がな
かったのではないかとこのふうにして思えてなりませ
ん。

次の質問をさせていただきます。

先ほど、塚本幼稚園のホームページで天皇陛下
が訪問になられたということをお知らせは知らな
かったというふうに述べられましたでしょうか。塚
本幼稚園のホームページ上で、天皇陛下が塚本幼
稚園に訪問をされたということがホームページ上
に載っています。それをあなたは知らないとい
うことは事実ですか。

証人（籠池康博君） 私、えっと、私は知りま
せんでした。恐縮です。

竹谷とし子君 昨日、私がホームページを拝見
した際にも掲載されておりました。そのことにつ
いて、事実ではないとあなたはおっしゃいました
事実ではないことをホームページ上に載せていた
ことに、理事長としての責任は感じますか。

証人（籠池康博君） お越しになっていらっし

やらないものをお越しになっていらっしやると言
うのは事実に沿いませんので、それについて記載
されておるのであれば、申し訳ないことだとい
うふうに思っております。

竹谷とし子君 安倍総理の塚本幼稚園の訪問は
ありましたか。

証人（籠池康博君） ございません。

竹谷とし子君 雑誌上であなたは、安倍総理が
塚本幼稚園を訪問したと発言したことはありま
すか。

証人（籠池康博君） 安倍総理が訪問された
ということは、お話ししたことはございません。

竹谷とし子君 それでは、その雑誌が間違っ
ているということですね。

証人（籠池康博君） その雑誌が間違っている
ということではありません。

竹谷とし子君 小学校の寄附について伺います。
安倍晋三小学校とつたつて寄附を募ったことは
ありますか。

証人（籠池康博君） 安倍晋三記念小学校とし
て御寄附を募った一時期がありました。

竹谷とし子君 寄附用紙を安倍晋三小学校と名
のつて作りましたか。

証人（籠池康博君） 寄附用紙を作らしてい
た
たきました。

竹谷とし子君 安倍総理の許可は得ましたか。

証人（籠池康博君） 当時は総理ではございま
せんでしたから、安倍衆議院議員の方に、の許可
はいただいております。何々小学校といつて何
かの冠をさしていただくのと、タケヤマ小学校、
ヤマト小学校といふふうな感じのつもりで記載さ
していただいたんです、はい。

竹谷とし子君 御本人の許可を得ないでその名
前を使って寄附を募ったことは詐欺ではありません
か。

証人（籠池康博君） ちょっと……

委員長（山本一太君） はい、分かりました。

補佐人と話すことを許可します。

証人（籠池康博君） それは詐欺ではないと思
います。

竹谷とし子君 それによって寄附をされた方は
いますか。

証人（籠池康博君） 私の記憶では、そのお名
前を冠することによって御寄附をいただいた方は
多くなかったと思います。えっと、うん、いらっ
しやらなかったと思います。

竹谷とし子君 それは確かですか。

証人（籠池康博君） 補佐人、補佐人。
委員長（山本一太君） 補佐人と話すことを許
可します。

証人（籠池康博君） 恐れ入ります、それはち
よっと記憶に定かではありませんので。

竹谷とし子君 それがあつた場合、それは詐欺だと思いませんか。

証人(籠池康博君) 証人補佐人に助言を求めます。

委員長(山本一太君) 補佐人と話すことを許可します。

証人(籠池康博君) いや、詐欺ではないと思いませんが。

竹谷とし子君 森友学園の大阪府私学審議会への報告の中で、愛知県海陽学園中学校へ推薦枠があると報告したことは事実ですか。

証人(籠池康博君) 添付書類の中にそれを入れさせていただいたことは事実です。

竹谷とし子君 海陽学園の許可は得ていますか。

証人(籠池康博君) 平成二十七年の六月にJR東海の葛西会長さんと御面談させていただいたときに、そういう小学校ができるのであれば是非入学させてあげたいというふうなリップサービスをそのまま信じ込んで記入してしまつた。ですから、学校法人の方にはこちらの方から何らそういうふうなプッシュはしておりません。

竹谷とし子君 リップサービスを使って審議会に報告をするということは適法だと思いますか。

証人(籠池康博君) 六年先のことでありますので、まだその時点でははっきりとしていなかったことでもありますので、どうなのでしょう、適法

なのかどうかはちょっと私は分かりません。

竹谷とし子君 三通の契約金額が違う工事契約請負書について伺います。

学校建設に、建設費が大きくなると借入金が増えて私学審での認可が下りないから一番低い七億約七億六千万円の契約書で出されたということは確かですか。

証人(籠池康博君) 助言を求めます。

委員長(山本一太君) はい。補佐人と話すことを許可します。

証人(籠池康博君) 刑事訴追を受ける可能性がありまますので、答弁控えさせていただきます。

竹谷とし子君 今の建物、九五%完成しているということでありますが、一番近い契約書の金額は幾らですか。三通のうちどれが正しいですか。

証人(籠池康博君) ちょっと補佐人に助言を求めます。

委員長(山本一太君) はい。補佐人の助言をを求めることを許可します。

証人(籠池康博君) その辺も刑事訴追を受ける可能性がありまますので、控えさせていただきます。

竹谷とし子君 終わります。

小池晃君 よろしく願います。

単刀直入に。あなた、財務省近畿財務局、大阪航空局あるいは大阪府と何度もお会いになつてい

ますよね。その際に、安倍昭恵さんが塚本幼稚園

に何度も来られているということや、あるいはその名誉園長、名誉校長、瑞穂の国記念小学校の名誉校長になつていらっしゃることは伝えていただけますか、相手方に、役所の方には、そういう情報を。

証人(籠池康博君) それはもちろん伝えております。

小池晃君 そういったことがやはりこの交渉なりを、まあ何というか、スムーズに進める上では役に立ったという印象をお持ちですか。

証人(籠池康博君) 私はそのような意味合いでは御就任いただいていたので、それはほかの方々の思いよう、取りようになってしまつたんじゃないかなと思います。

小池晃君 昨年三月十一日にくい打ち工事で地下のごみが見付かります。そのとき、あなたは、近畿財務局から不当な提案があつたことを知つた

というふうな鴻池事務所の方にお話しされておるんですね。この不当な提案というのは一体何でしょうか。前年のことだと思つてますが、前年に不当な提案が近畿財務局の方からあつたというふうなお話をされていますが、これは何でしょうか。

証人(籠池康博君) ちょっと記憶にないんです、はい。

小池晃君 そのごみを全て処理すると巨額の負担になるから場内処分をするよつというよつな

話があったということもあるんですが、そういったことをもって言うておられるのではないですか。証人（籠池康博君） ちよっと私、その記憶がございませんので。

小池晃君 その後ですね、本省に行かれるわけですね。本省と、そのお会いになった、審理室長とお会いになったときには、この鴻池事務所はアポ取り断つたというふうに言うておりますね。どなたか政治家に仲介は依頼したのか。

証人（籠池康博君） この件につきましては、先ほど申し上げましたように、最初に先導していただいた鴻池先生に事のてん末だけはお話しとかないかんということでお話ししました。もしできたら本省の方のその担当の方をお知らせしてほしいということでありました。それだけのことであります、はい。

小池晃君 その十五日に財務省に行かれたときに、埋設物の撤去費用の問題はそこでは話合いをされました。

証人（籠池康博君） いたしました。とんでもないものが出てきたということで、談判をいたしました。

小池晃君 どういう談判ですか。
証人（籠池康博君） 有害物質が出たのに一億三千万掛かって、その後、生活物質がそのように埋まっているということは私も知りませんでした。

ので、そういうものを定期借地権で民間に貸すのかと、どうしてそんなことをするんだということとで談判をいたしました。

小池晃君 その際、財務省側はその地下埋設物の撤去に係る予算は地主の大阪航空局なんだと言ったようですが、事実ですか。

証人（籠池康博君） はい、地主の大阪航空局であるというふうなことは言うておりました。

小池晃君 要するに、見積りはそのとき大阪航空局にやらせるという説明をされたということでしょうか。

証人（籠池康博君） 何か大変なことになったなという感じでございましたので、何らかの動きはあるんだろうというふうな思いを持ちました。

小池晃君 それで、三月二十四日にあなたは土地購入を申し込まれるわけです。その前に、埋設物撤去費用は土地代から引くというような話は近畿財務局から提示されましたか。

証人（籠池康博君） ええっと、そういう話は全く受けておりません。

小池晃君 別の問題を聞きます。
安倍昭恵さんに名誉校長になってほしいと要請したときに、昭恵さんは断ったんでしょうか。それとも、すぐにその場では受け入れたんでしょうか。

証人（籠池康博君） 一秒ほど止まっていらう

しゃいました。すぐに即断をさせていただきました。

小池晃君 安倍晋三記念小学校という名前を付ける件に関して、先ほどの陳述では、昭恵夫人は御理解をいただいたと。で、後日、遠慮してほしいという話があったと。要するに、最初は昭恵夫人はいいですとおっしゃって、後日というのは何日ぐらいしてからお断りが来たんでしょうか。

証人（籠池康博君） ええっと、記憶の方がはつきりしないわけですが……

小池晃君 大体で。

証人（籠池康博君） 大体ですね、五か月ぐらいじゃないでしょうかね、はい。

小池晃君 分かりました。

安倍昭恵さんと学校設置前の更地の豊中のあの敷地、行ったことございますか。そこでどんな話されました。

証人（籠池康博君） 一緒に行かせていただきました。ここに学校ができるんではないかというふうな話でお話をさせていただきました。

小池晃君 何か学校の名前についてのサジェスチョンみたいなものはそこでありましたか。

証人（籠池康博君） いい田んぼができそうですねということでありましたので、そのお言葉をいただいで瑞穂の国というふうにさせていただきました。

小池晃君 安倍昭恵さんですね、塚本幼稚園で三回目の講演をやっているのが平成二十七年九月五日です。その二日前に安倍首相は財務省の理財局長に東京で会っております。で、塚本幼稚園での昭恵夫人の講演テーマは瑞穂の国記念小学校院についてというテーマで講演されていると存じますが、あなたに対してですね、その財務省が前向きに動いているというふうな話、ありましたでしょうか、そのときに。

証人（籠池康博君） ええっと、財務省が前向きに動いているというふうに感じましたのは、生活ごみが出てきた後が一番著しかったんではないかなと思います。

小池晃君 それはどういう、具体的に言うと、生活ごみが出てきていわゆるその八億円の値引きが行われる過程だと思っんですが、どういう点で、どういった動きを見て、ああ財務省前向きだなというふうに思われたんでしょうか。

証人（籠池康博君） 私どもの弁護士が入っておりますから、その動き方、スピード感というんですか、非常に速かったと思います。

小池晃君 安倍首相本人についてもお聞きしたいんですが、安倍首相は、あなたと電話で話したのは平成二十四年九月に予定されていた講演をキャンセルしたとき一回だけだというふうにおっしゃっているんですが、これは事実なんでしょうか。

これ以外にも安倍首相と電話でお話しされたことはありますか。

証人（籠池康博君） その一回だけです。

小池晃君 三月十日の記者会見で、籠池さんは大阪府の設置認可基準の規制緩和について、規制緩和に四年ほど掛かったというふうに述べておられるんですが、これに関しては政治家に協力を頼んだことはありますか。大阪府の設置認可基準の緩和については、政治家、大阪の議員も含めて、そついったことありますか。

証人（籠池康博君） ございます。

小池晃君 どなたでしょうか。お名前を教えてくださいいただけますか。

証人（籠池康博君） 東徹議員です。

小池晃君 そのほか、この問題で名前が出てきている政治家でいいますと、まあ、鴻池祥肇議員出ます、いますが、そのほかに何か、この設置認可、あるいは土地の取得、賃貸、その金額等々で籠池さんから声を掛けた政治家、ほかの名前を出していただけますか。思い出す範囲で結構ですから言うてください。

証人（籠池康博君） もう既にお辞めになっていらっしやいますが、国土副大臣の北川イッセイ先生、柳本卓治先生。はい、まあそついうところでは、はい。

小池晃君 ちょっと、もし思い出す時間が必要

だったら、もうちょっとといったら、出てくるんだったら言うていただけますか。もうないですか。なければ、あとは、大体聞くことはほとんど聞いた感じもありますが、それ以外の問題でいうと、ファクスの問題、先ほどありました。首相夫人からの、担当官からのファクス。そのファクスは今お持ちですか。

証人（籠池康博君） 今、私は手元に持っておりません。はい。すぐ近くにはありますが。

委員長（山本一太君） 終わっております。

小池晃君 はい。一言。

是非それを当委員会にそのファクスを提出していただきたいということをお願いしたいと思っております。提出していただけますか。

委員長（山本一太君） 籠池証人、短くお願いします。

証人（籠池康博君） はい、提出します。

浅田均君 日本維新の会、浅田均と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

今まで、この中で御発言されていることも含めていろいろお尋ねしていきたいと思っております。まず、あなたは大阪府にだまされたと発言されておりますが、大阪府の誰に何をだまされたというふうに思っておられるんですか。

証人（籠池康博君） もう設置認可適当ということに進んでおりましたものが途中でひっくり返

るといふことは、やっぱり行政当局の指示があり、そしてそのトップである方が、方の何らかのサジエスチョンがないとこのようにならないのではな

いかなといふふうに思っています。

浅田均君 まあ、個別の名前は出ませんでしたけれども。
で、今まで、口利きはないと、ただ、はしごを外されたら、今の御発言と重なるんですけれども、はしごを外されたらという発言があります。ではしごを外したのは大阪府のトップであると今御発言になりましたけれども、それでは、誰がこのはしごを掛けたんですか。

証人（籠池康博君） 掛けたのは私ですが。

浅田均君 御自身が掛けられたということですね。

で、トップの名前ですが、あなたは松井一郎、大阪府知事松井一郎にお会いになったことはありませんか。

証人（籠池康博君） 知事には直接一対一で目にかかったことはありません。

浅田均君 で、私学認可の取得に当たりまして今、前委員の質問に対しましていろいろ名前が出てきております。協力を求めたことはありませんかといふところなんですが、協力、相談されたといふのか、あるいはもつと具体的に何をしてくれといふふうにご協力を具体的に求められたのか、い

れですか。

証人（籠池康博君） ちょっと、もう一度お願いします。

浅田均君 例えばね、私学、私立の小学校をつくると、そのための条件は何ですかといふふうな条件に関して聞くといふのは相談事ですよ。その相談事が前へ進むようによろしく願いますとかそいついふことになるかとちょっと事情が変わってくると思うんですね。だから、相談されたのか、あるいは、御自身の掛けられたはしごがですね、うまく前へ進むように働きかけてくれと、そういう依頼をされたのか、どちらですか。

証人（籠池康博君） 規制緩和については、積極的にやっていたきたいといふふうにお伝えしました。そして、その後の認可についても何とかよろしく願いますといふことはお伝えしました。

浅田均君 そうしたら、単に相談ではなしに、依頼、陳情の類いといふことで受け止めてよろしいですか。

証人（籠池康博君） もちろん、御依頼し、陳情したつもりです。

浅田均君 でね、冒頭、冒頭の御自身の御発言の中に、畠成章さんに働きかけた。冒頭のお話の中で、安倍総理御夫妻とこの畠成章さんといふ、これ自民党の議員さんだった方ですけども、発

言されております。で、大阪府に小学校を設置したいという相談、これをされたのが畠成章先生なのですか。

証人（籠池康博君） 設置したいというよりもいろいろこの小学校については事の起こりからいろいろ相談させていただいておりましたので、そういうことであります。

浅田均君 それで、認可、小学校の認可申請書を提出されたのが二十六年、平成二十六年の十月三十一日ということですか。で、この辺りまでずっとお願いは続けておられたという理解でよろしいですか。

証人（籠池康博君） 話につきましては、ずっとこの御相談申し上げておりましたので、設置認可の申請書はある程度の事務方の方で処理ができてから正式に申請ということになりますので、その間、当然お話もさせていただいております。

浅田均君 あのね、もう一回胸に手を当てて考えていただきたいんです。

二十六年十月三十一日、認可申請書を府に提出したと。それまで、畠先生を含む複数の先生、まあ今でいいますと、畠さんにだけずっとお願いして働いていただいていたという理解でいいんですか。

証人（籠池康博君） 先生おっしゃっているように、相談とか、何といふんですかね、こんな

つくりますねんということとはほかの議員の方にもお話ししておりました。

浅田均君 冒頭、そうしたら畠成章さんのお名前を挙げられたというのは、やっぱりこの方にてお世話になったという思いがあったので挙げられた、名前を挙げられたんだと思うんですけれども、違いますか。

証人(籠池康博君) 畠先生には私は二代にわたっていろいろお世話になっておりますので、その私の思いを認識していただいて動いていただいたというふうにも思っております。

浅田均君 あのね、重大な問題が隠されているんです。

二十六年の十月三十一日に認可申請書を出されております。で、二十六年の十月三十一日までずっと畠先生には働きかけて、自分の期待に応えるべく動いていただいたというふうな御発言されておりまして、畠議員は、当時自民党の畠先生は、二十六年九月十八日にお亡くなりになっております。お亡くなりになっているんです。お亡くなりになった方が申請許可のためにどうして動くことができるんですか。

証人(籠池康博君) 申請をするところまでというのが非常に重要なところでありまして、行政が申請書を受け取ってくれるかどうかというのは大きなポイントになるところだというふうに思

っております。畠先生は九月に亡くなりましたが、それまでにはいろいろ私の考え方とか悩み事も聞いていただき対応していただいたということでもあります。

浅田均君 そうしたら、お亡くなりになるまでは動いていただいていたということですか。お亡くなりになってからは、誰がその畠先生に代わってそういう依頼を受ける対応方になったんですか。

証人(籠池康博君) もう畠先生以外にはいっしやらなかったと思います。

委員長(山本一太君) 最後ですか。もう時間終わっております。短く、一言だけ。

浅田均君 はい。実際ね、存在していない人は動けないわけですよ。だから、ここで最後まで働いてくれたというあなたの発言には重要な問題があると思います。それから、松井一郎の名前がいろいろ出ておりますので、私自身、松井一郎氏を証人喚問していただきたいと思っております。

以上で終わります。

山本太郎君 自由党の共同代表山本太郎です。

自由・市民の会派、希望の会を代表いたします。質問いたします。

人生の中で自分自身がこのような場に立つんことは想像されなかったと思うんですね。本当に今日は勇気を持って、真相解明のために当事者

として来ていただいてありがとうございます。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

籠池理事長にお聞きします。

現金百万円の寄附を安倍昭恵夫人から直接受け取ったとおっしゃっておられます。その際に、安倍昭恵夫人の方から、一人でさせて済みませんという言葉があったとおっしゃっていました。これはもう、一人でこんな学校づくり大変なのに、任せてごめんねという意味が含まれていると思います。これ、すごく頑張っていた人、すごく頑張ってきた人にそういう言葉投げたときには、もちろんその受け取った方はすごく感動すると思うんですよ、報われるというか。

で、やっぱりこういう言葉をやり取りできるというのは、やっぱり同志という思いがないと恐らくこういう言葉は出ないと思うんですね。その言葉を受け取ったとき、一人でさせてごめんなさいねという言葉を受け取ったときに、籠池理事長はどのように思われましたか。

証人(籠池康博君) 非常にうれしく、これで物事は進んでいくなというふうに思いました。

山本太郎君 安倍昭恵夫人が学校設立を応援してくださいと、さらに名誉校長にもなってくださったと。これ、本当に学園のスタッフの中でも士気が高まったと思うんですね。

このことは、入学を検討する保護者の皆さんも

含めて、社会的にもいいですか、いろいろな部分で世間的にも信用につながったとお思いになりますか。

証人（籠池康博君） 確かにその部分は大きかったと思います。

山本太郎君 理事長の以前のお言葉で、急に神風が吹いて国有地が手に入ったという趣旨の御発言があったと思っんですね。

で、どんな神風だったということなんですかね。

証人（籠池康博君） 遅々として進まなかった定期借地権のときまでは進まなかったんですが、それ以降は非常にスピード感を持って物事が動いていったというふうなことをもって、神風が吹いたというふうな表現をさせてもらったということだと思います。

山本太郎君 その神風が吹いたきっかけ、何だと思われませんか。

証人（籠池康博君） その時、場所、タイミングというものが天からの配剤として降りてきたんでしようね。そういうことやと思います。

山本太郎君 ありがとうございます。

籠池理事長の教育方針につきましても、いろいろな意見や御批判もあります。その中で是正すべき点、改善の必要があるならば、文科省や大阪府がしっかりとやるべき仕事をやるだけのことです。私はここでそれについてのお話はしません。

籠池理事長が、御自身が考える最高の教育を実現するために真の愛国者を育てるお気持ちで小学校を設立を目指された。少しでも糸口をつかんだならば、東へ西へ走り回り、何とか学校をつくらせてほしいというんな方々に頭を下げ続けた。身を粉にして活動されたと想像します。その結果がいよいよ実を結び、あと少しで開校ということころまでこぎ着けたけれども、現在、絶望的な状況に置かれていると思います。

理事長 ここは短くお答えいただきたいんですけども、このままいけば、御自身が背負う負債、どれぐらいになりそうですか。

証人（籠池康博君） そうですね、十七、八億ぐらいになるんでしょうか。もう大変なことになったなというふうに思います。もう開校するのと開校しないのでは、もう天と地の差があります。

山本太郎君 とんでもない額ですね。

すばらしい教育方針だ、頑張れ籠池、籠池頑張れとさんざん守り立てておきながら、みこしを担いでおきながら、風向きが変われば一斉にはしごを外し、知らぬ存ぜぬ。結局、学校は絶望的な状態多額な負債、理事長が抱える可能性が高まりました。

理事長御自身はしごを外されたと強くお感じになる、怒りを覚えた政治家、三人ほども結構です、何人でも結構です、お答えいただけますか。

証人（籠池康博君） 大阪府知事です。

山本太郎君 大阪府知事以外で、はしごを外されたと強くお感じになられる方いらっしゃいますか。

証人（籠池康博君） 大阪府知事です。

委員長（山本一太君） 時間ですので、最後に一言だけ。

山本太郎君 はい。

問もなく自然成立の参議院ですけれども、予算は是非とも自然成立のぎりぎりまで、そしてその後、籠池さんが証人喚問に出てくださったことをきっかけに、今から始まる追及だと、今から始まる真相解明だということを……

委員長（山本一太君） まとめて。時間ですの

で。

山本太郎君 是非やっていただきたいと思います。

ありがとうございます。ありがとうございます。

松沢成文君 無所属クラブの松沢成文と申します。

籠池証人、今日は御苦労さまでございます。

実は、私たち予算委員会の理事会で三月十六日、学園、小学院を訪問いたしました。その際に、私は理事長に鴻池議員以外に政治家の関与はあったのかとお聞きしましたら、理事長はそうした政

治家の関与はないと明言をされました。にもかかわらず、今日の証人喚問ではかの国会議員の関与があったのかということ、これは相談するというのもそうですし、あるいはお願いをするというのもそうですし、口利きをするというお願いもそうですし、三名の国会議員の名前を挙げられました。なぜあのときにはないと言ったんでしょうか。

証人（籠池康博君） 国有地取得における国会議員の方と、それと私学審議会における方とは、私学審議というか、小学校開設についての対応、大阪府の方、中に、の対応とはまた違うというふうな認識しましたからですね。

松沢成文君 それでは、大阪府の地方議員、これは特に府議会議員さんは府政を担当するわけですからね、特に学校認可の件で、こういうことで困っている、どうしたらいいか、こうしてほしいんだけどというお願いをした府議会議員さんは名前を挙げていただければ有り難いと思います。

証人（籠池康博君） ちょっと今の段階で控えさせていただきます、はい。

松沢成文君 国会議員の名前を挙げられて府会議員を挙げられないというのはちょっと私は不自然なんですけれども、じゃ、そうした今名前を挙げた国会議員、府会議員の方々に、大阪府知事の松井さんにどうにか便宜を図ってくれるようにお

願いをしてくれという口利きを依頼したことはありますか。

証人（籠池康博君） しておりません。

松沢成文君 それはしていない。

証人（籠池康博君） はい。人は頼みになるものという認識の中で、亡くなっていかれた方もいらっしゃると思いますので、その御意思を御意思として継いでいただけるならばそのままいくだろうというふうな認識はいたしておりましたけれども、ですから、それ以後の事柄についてはどなたにもしておりません。

委員長（山本一太君） ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（山本一太君） 一回速記起こして。

補佐人と話すことを認めます。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（山本一太君） それでは、速記を起こしてください。

証人（籠池康博君） 大阪府議会の先生方に直

接この小学校を前に進めてくださいということは、

お話ししておりません。

松沢成文君 してない、はい。

安倍昭恵夫人とも相当親しい間柄だということが分かりました。

安倍昭恵夫人に、学校の認可の件について、是非とも安倍総理経由で大阪府知事をお願いをしてほしいというような話をしたことはありますか。

証人（籠池康博君） その点については、いたしておりません。

松沢成文君 一方のルートの、鴻池議員のルートでありますけれども、鴻池議員には、国有地払下げ、賃貸から払下げの件でお願いに行つたわけですよ。それで、秘書さんが動いてくれたわけですね。

そのとき、鴻池議員に、まあ財務省のトップは麻生財務大臣ですから、是非ともこのお願いを麻生財務大臣に、トップに伝えてほしいというふうなことを依頼したことはありますか。

証人（籠池康博君） 麻生大臣の方にお伝えくださいませんかと言ったことはあります。

松沢成文君 あります、はい。

それでは、麻生大臣はこうした要望が学校設置者から上がっているということは知っていたというふうなふうに考えていますか。

証人（籠池康博君） なかったと思います。

松沢成文君 なかったと。

証人（籠池康博君） 私はお伝えしましたが、伝わっていません。私にはないかなと思います。

松沢成文君 ほかに国会議員の方で相談した方が、まあさつき三人挙がりました、いるんじゃない

ないでしょうか。今思いつける範囲で挙げてください。いなければいい結構です。

証人（籠池康博君） 小学校の関係について…

：

委員長（山本一太君） 時間が終わっておりますので、簡潔にお願いします。

証人（籠池康博君） 国有地の関係について直接的にお話しした方はありません。

委員長（山本一太君） 終わりです。

これをもちまして籠池証人に対する証言の聴取は終了いたしました。

籠池証人には、長時間にわたり御証言をいただきまして、誠にありがとうございました。御退席くださって結構でございます。

委員長（山本一太君） この際、御報告いたします。

本委員会は、平成二十九年度総予算三案につきまして、内閣委員会外十四委員会にその審査を委嘱いたしておりましたが、各委員長からそれぞれ審査概要について報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

つきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者ありし

委員長（山本一太君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

次回は明二十四日午前八時五十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会